議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

人材育成課　人事給与担当

議案名

議案第 82 号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国に準じて、給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

概　要

1　月例給に係る改正

一般職の給料月額を平均 3.2%引き上げます。［令和 8 年 4 月 1 日から適用］（施行期日：公布の日）

2　期末勤勉手当に係る改正

期末手当を 0.025 月、勤勉手当を 0.025 月、合わせて 0.05 月引き上げます。(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 4.65 月⇒4.7 月)

なお、再任用職員についても、期末手当を 0.025 月、勤勉手当を 0.025 月、合わせて 0.05 月引き上げます。(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 2.45 月⇒2.5 月）［令和 8 年 12 月 1 日から適用］

（施行期日：公布の日）

3　通勤手当に係る改正

通勤時における自動車等の駐車場利用料の自己負担を軽減するため、駐車場等の利用に対する通勤手当として 5,000 円を超えない範囲で支給します。

条例では、駐車場等に係る通勤手当の上限額を規定し、その要件及び額については、規則により規定します。

（施行期日：令和 9 年 1 月 1 日）

4　水道局職員への適用

上記の改正内容を、地方公営企業法の適用を受ける水道局職員にも同様に適用します。

背景・経過

国においては、令和 8 年 8 月 7 日に人事院勧告が行われ、これを実施する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第 222 回国会(臨時会)に提出され、同年 11 月 11 日に可決されました。

なお、駐車場等の利用に対する通勤手当については、国においては、令和 8 年 4 月から新設されましたが、本市においては、国における運用の状況や県内他市の動向等も踏まえ、検討を進めてきたものです。